

# そうてつスローライフガーデン 中田



## 施設概要・アクセス

- 所在地 横浜市泉区中田町2862番地
- 設備 簡易休憩所・倉庫・野菜くず捨て場
- 管理 (株)相鉄アーバンクリエイツ
- 区画数 全48区画 (1区画 約25㎡)  
1区画 約10m

約2.5m

約25㎡



相鉄いずみ野線「弥生台」駅より徒歩約20分  
横浜市営地下鉄「立場」駅より徒歩約12分  
※荷降ろし場はございますが、駐車場はございません。車で来場された方は中田中央公園のコインパーキングをご利用ください。

路上駐車は絶対におやめください。

## ○区画図

25	1
26	2
27	3
28	4
29	5
30	6
31	7
32	8
33	9
34	10
35	11
36	12
37	13
38	14
39	15
40	16
41	17
42	18
43	19
44	20
45	21
46	22
47	23
48	24

野菜くず捨て場

倉庫 水 休憩ベンチ

道路  
(←中田中央公園)

## 料金のご案内

管理運営費	年額	25,000円(税別)
会費(共益費)	年額	3,000円(税別)
保証金(非課税)		10,000円

- ・利用期間はお申し込み後の最初の3月末までとなります。
  - ・契約満了の2ヶ月前までに解約の申し出が無い場合は自動更新となります。
  - ・詳しくは「そうてつガーデンコミュニティ中田会員規約」をご覧ください。
  - ・年度途中のお申し込みの場合は管理運営費及び会費(共益費)を月割りでお支払いいただきます。
- 下記の表をご参照ください。

契約月別 年間料金一覧表(税別)

契約月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
管理運営費	25,000	22,916	20,833	18,750	16,666	14,583	12,500	10,416	8,333	6,250	4,166	2,083
会費(共益費)	3,000	2,750	2,500	2,250	2,000	1,750	1,500	1,250	1,000	750	500	250
保証金	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
計	38,000	35,666	33,333	31,000	28,666	26,333	24,000	21,666	19,333	17,000	14,666	12,333

- ・お支払いについて  
契約時に3月末までの料金をまとめて、当社指定の銀行口座にお振込みください。  
更新の場合は管理料と共益費のみをお振込みください。
- ・保証金について  
解約された場合、解約後1ヶ月以内に全額を返還いたします。  
保証金には利子がつきません。

## そうてつガーデンコミュニティ中田会員規約

### そうてつガーデンコミュニティ中田規約

(目的)

第1条 本会は、そうてつスローライフガーデン中田にて耕作をする会員で構成し、農業技術の習得ならびに収穫の喜びを体験し、あわせて会員相互の健全な親睦を図ることを目的とする。

(名称)

第2条 本会は『そうてつガーデンコミュニティ中田』と称する。

(事務局)

第3条 本会の事務局は株式会社相鉄アーバンクリエイツ(以下「甲」という。)におき、第1条の目的達成のために株式会社相鉄アーバンクリエイツが管理・運営にあたる。

2 本会は事務局運営費として、会員より徴収した会費及び管理運営費相当額を甲に支払う。

(費用)

第4条 会員は本会の定める方法により会費、区画の管理運営費を本会に支払い、保証金を本会に預託しなければならない。

(入会および会費)

第5条 本会に入会を希望する者は、所定の申込用紙により入会手続きを行い、甲の承認を得るとともに、必要な費用を納入することにより会員資格を得るものとする。

2 費用は次のとおりとし、指定された銀行口座に振込み支払うものとする。

- ・共益費(会費) 年額 3,000円(税別)
- ・管理運営費 年額 25,000円(税別)
- ・保証金(非課税) 10,000円

なお、保証金については次の特約を適用するものとする。

- 一 保証金の預り証は本証をもってこれに充てる。
  - 二 保証金には利息をつけない。
  - 三 会員が本契約を解約したときには甲は解約後1ヶ月以内に保証金の全額を会員に返還する。
  - 四 会員が「特区農園貸付契約書」を厳守しない場合、会員の資格を剥奪するとともに、保証金は返却しない。
- ・貸付期間が1年未満のときは月賦計算とする。この場合において、1ヶ月に満たないときは1ヶ月とみなして計算するものとする。

・既に収めた会費・管理運営費は原則として還付しない。但し次に掲げる事由に該当する場合は、その一部または全部を還付することができる。

- (1) 借受者の責任でない理由で貸付ができなくなった場合。
- (2) 甲が相当な理由があると認めた場合。

(会員資格の譲渡禁止)

第6条 本会の会員資格を他人に譲渡することは禁止する。

(除名)

第7条 本会は、次に掲げる各号の一に該当する場合、会員を除名する。

- 一 会費その他諸経費を1回でも滞らせたとき。
- 二 本会および家庭菜園の秩序を乱したとき。
- 三 会員が利用している区画の耕作を2カ月以上放棄したとき。
- 四 本規約および「特定農地貸付契約書」に反したとき。
- 五 会員が「特定農地貸付契約書」を解約したとき。
- 六 その他、甲が除名を至当とする行為、理由があったとき。

(解散)

第8条 甲は期間内であっても6ヶ月の予告期間において本会を解散することができる。

- 2 会員は期間内であっても6ヶ月の予告期間において本会を退会することができる。

(区画の原状回復)

第9条 会員は、本会を退会し、または除名された場合は、利用していた区画内の植物や農具、等一切を会員の負担にて撤去しなければならない。

(資格の喪失)

第10条 会員は次の場合、その資格を失う。

- 一 退会、死亡したとき。
- 二 除名処分を受けたとき。

(自己責任)

第11条 会員が作業中ならびに菜園内で盗難、障害、その他事故が起きた場合に本会および甲は、一切の責を負わないものとする。

- 2 会員間で生じた問題に関しては、会員同士で解決するものとする。
- 3 会員と第三者間で生じた問題に関しては、会員が解決するものとする。

(その他)

第12条 本規約に規定されていない事項について、疑義が生じた場合は、本会および会員が誠意をもって協議するものとする。

## 注意事項

- ・ 駐車場はございません。路上駐車は絶対におやめください。  
※車で来場された方は中田中央公園のコインパーキングをご利用ください。
- ・ ごみ等は各自きちんと持ち帰りましょう。
- ・ 雑草等はきちんと除去してください。
- ・ 農薬の使用は必要最低限にとどめましょう。
- ・ 倉庫は全員のもので管理はしっかりお願いいたします。
- ・ 当園で発生した盗難・障害・その他事故に対して、開設者及び管理者は一切の責任を負いかねます。
- ・ 「そうつガーデンコミュニティ中田会員規約」を遵守して楽しくご利用ください。

## お問い合わせ・お申し込み

**TEL 045-316-3365**

<受付時間> 平日 9:30~17:30 (12:00~13:00 昼休み)

管理・運営 株式会社相鉄アーバンクリエイツ

スローライフガーデン担当

〒220-0005 横浜市西区南幸二丁目1番22号

Mail: [slowlife-garden@sotetsu-group.jp](mailto:slowlife-garden@sotetsu-group.jp)

(土地所有者より管理・運営を受託しております。)